

## **第6章 災害復旧計画**

## 第1節　迅速な災害復旧

市担当部班	総合政策部、所管各部
関係機関	県各部局、関東財務局、日本郵政(株)

### 1 災害復旧事業計画の作成

市所管各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう県各部局、国と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、総合政策部は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

#### ■公共施設の災害復旧事業計画

- ◇公共土木施設災害復旧事業計画
- ◇農林水産業施設災害復旧事業計画
- ◇都市施設災害復旧事業計画
- ◇上下水道災害復旧事業計画
- ◇住宅災害復旧事業計画
- ◇社会福祉施設災害復旧事業計画
- ◇公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ◇学校教育施設災害復旧事業計画
- ◇社会教育施設災害復旧事業計画
- ◇復旧上必要な金融その他の資金計画
- ◇その他の計画

### 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市所管各部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総合政策部は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

#### (1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

## ■財政援助根拠法令

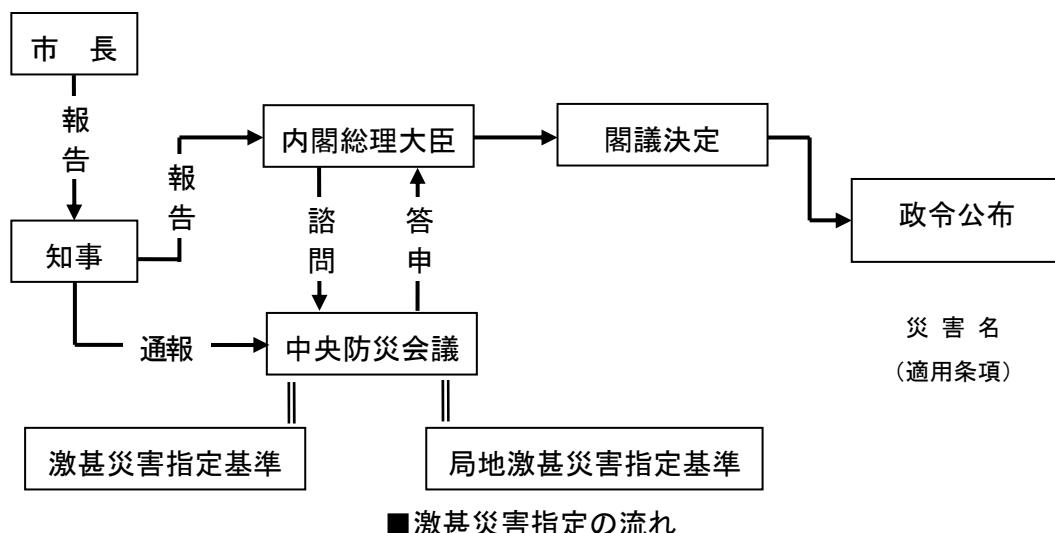
- ◇公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ◇公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ◇公営住宅法
- ◇土地区画整理法
- ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ◇予防接種法
- ◇都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ◇農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ◇県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

激甚災害の指定手続及び激甚法による財政援助の対象については、下図及び下表のとおりである。



### ■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共土木施設災害復旧事業</li> <li>◇公共土木施設復旧事業関連事業</li> <li>◇公立学校施設災害復旧事業</li> <li>◇公営住宅災害復旧事業</li> <li>◇生活保護施設災害復旧事業</li> <li>◇児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>◇老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>◇身体障害者更正援助施設災害復旧事業</li> <li>◇知的障害者援護施設災害復旧事業</li> <li>◇女性保護施設災害復旧事業</li> <li>◇感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>◇感染症予防事業</li> <li>◇堆積土砂排除事業</li> <li>◇たん水排除事業</li> </ul>
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>◇農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>◇開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>◇天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</li> <li>◇森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</li> <li>◇森林災害復旧事業に対する補助</li> <li>◇土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</li> </ul>
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</li> <li>◇小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</li> <li>◇事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>◇中小企業者に対する資金の融通に関する特例</li> </ul>
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>◇私立学校施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>◇市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</li> <li>◇り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</li> <li>◇小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</li> <li>◇母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</li> <li>◇水防資材費の補助の特例</li> <li>◇雇用保険法による求職者給付に関する特例</li> </ul>

### 3 災害復旧事業の実施

市各部は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

## 第2節 計画的な災害復興

市担当部班	本部事務局、総合政策部、都市整備部、所管各部
関係機関	北部地域創造センター、熊谷県土整備事務所、県各部局

### 1 災害（震災）復興対策本部

#### (1) 災害（震災）復興対策本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、横断的な組織として市長を本部長とする災害（震災）復興対策本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

#### (2) 復興本部の組織・運営

復興本部には、部、課等を置くこととするが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。その他復興本部の組織・運営は、市災害対策本部並びに阪神・淡路大震災等における県・関係市町復興本部をもとにして、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

### 2 災害（震災）復興計画の策定

#### (1) 災害（震災）復興方針の決定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害（震災）復興検討委員会を設置し、災害（震災）復興方針（以下「復興方針」という。）を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

#### (2) 災害（震災）復興に対する合意の形成

災害（震災）復興計画（以下「復興計画」という。）の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対しを行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

#### (3) 復興計画の決定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。

この計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

### 3 災害（震災）復興事業の実施

#### (1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

##### ア 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市（都市整備部）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合は、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

##### イ 被災市街地復興特別措置法上の手續

市（都市整備部）は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

#### (2) 災害（震災）復興事業の実施

災害（震災）復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長

期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

## 第3節 生活再建等の支援

### 第1 被災者の生活確保

市担当部班	総務部調査班、福祉部、産業振興部、行政センター部
関係機関	県、日本赤十字社埼玉県支部、熊谷市社会福祉協議会、大里広域市町村圏組合、熊谷公共職業安定所、日本放送協会、東京電力、東京ガス、各通信事業者、日本郵政株

#### 1 災害弔慰金等の支給

##### (1) 災害弔慰金

福祉部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成17年条例第133号）に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

##### (2) 災害障害見舞金

福祉部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

##### (3) 被災者生活再建支援金

福祉部は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した住民に対し被災者生活再建支援法人による被災者生活再建支援金が支給されるよう、支給申請等に係る窓口業務、必要書類のとりまとめ及び県を通じた被災者生活再建支援法人への送付等を行う。

##### (4) 熊谷市災害見舞金

福祉部は、「災害見舞金等支給要綱」（平成17年告示（甲）第15号）に基づき、自然災害により被災した住民に災害見舞金又は災害弔慰金を支給する。

なお、本要綱に基づく災害弔慰金は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金が支給される場合は、支給しないものとする。

#### 2 災害援護資金等の貸付

##### (1) 災害援護資金

福祉部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

##### (2) 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

#### 3 租税の減免等

国、県及び総務部は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（滞納金含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### 4 介護保険における措置

福祉部は、大里広域市町村圏組合と連絡調整し、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険について次の措置をとる。

##### ■介護保険における措置

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ◇認定更新申請期限に関する措置 | ◇給付差し止め等に関する措置 |
| ◇給付割合の増額        |                |

#### 5 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

##### ■職業のあっせん

- |  |  |
|--|--|
| ◇被災者のための臨時職業相談窓口の設置                              |  |
| ◇公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施 |  |
| ◇職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用                         |  |

#### 6 公共料金の特例措置

各公共機関は、災害の状況に応じて、被害を受けた住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

##### ■公共料金の特例措置（一例）

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ◇テレビ受信料金の免除等     | ◇電話料金・電話工事費の減免等 |
| ◇電気料金・工事費負担金の免除等 | ◇ガス料金の納付延長等     |
| ◇上下水道料金の減免等      | ◇し尿くみ取り手数料の免除等  |

#### 7 郵政事業における措置

災害が発生した場合において、日本郵政㈱は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

##### ■郵政事業における措置

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| ◇被災者に対する郵便葉書等の無償交付               |  |
| ◇被災者が差し出す郵便物の料金免除                |  |
| ◇被災地あて救助用郵便物の料金免除                |  |
| ◇被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 |  |
| ◇医療機関による医療救護活動                   |  |
| ◇簡易保険福祉事業に対する災害救護活動の要請           |  |
| ◇被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資  |  |

#### 8 義援金の受付・配分

##### (1) 義援金の受付

福祉部は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続を行うとともに、寄

託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

## (2) 義援金の配分

福祉部は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。県に義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

## 第2 被災者の災害復旧への金融支援

市担当部班	福祉部、産業振興部、都市整備部住宅班
関係機関	県、くまがや農業協同組合、各金融機関

### 1 被災農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資する。

#### (1) 天災融資法に基づく資金融資

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

#### (2) 農林漁業金融公庫による資金融資

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

#### (3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

関係機関は、被害農業者に対し、種苗・肥料等の購入資金、被害を受けた施設の復旧に必要な資金等を融資する。

## 2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

## 3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対して、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

## 第3 住宅の復旧・再建支援

市担当部班	市民部市民班、都市整備部住宅班、建設部建築班、
関係機関	県、各金融機関

都市整備部は、県、国等関係機関及び関係団体・事業者の協力を得て、被災後の住宅の復旧

を進めるための施策を実施する。

なお、住宅復旧の主な種類と順序は、おおむね次のとおりとする。

### ■住宅復旧の主な種類と順序

- ◇独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
- ◇公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ◇公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- ◇罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- ◇土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
- ◇都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- ◇民間住宅の復興に対する支援

## 1 公営住宅法による公営住宅

建設部は、災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

### (1) 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとなっている。

### (2) 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

### (3) 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

## 2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

建設部は、既設市営住宅が災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

## 3 被災住宅に対する融資等

被災住宅の復旧に必要な資金として、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。都市整備部は、被災者に対し、制度に関する資料の提供、広報に努めるとともに、各金融機関に対し、協力を要請する。

## 4 被災者生活再建支援金の支給

市民部は、住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものに対し、被災世帯が自立生活を開始するために必要な居住関係経費を被災者生活再建支援金として、支給されるよう、支給申請等に係る窓口業務、必要書類のとりまとめ及び県を通じた被災者生活再建支援法人への送付等を行う。